

説明会での主な質問回答

I 産業廃棄物一般

Q1 廃プラスチックや木くずなどを混合して排出している場合、マニフェストはどのように記載すればよいでしょうか。

A1 マニフェストは、原則として、廃棄物の種類ごとに交付しなければなりません。排出段階で混合しないように分別等を行ってください。

ただし、分離することができないなどやむを得ない場合は、マニフェストの廃棄物の種類の欄に、該当するものを複数チェックしてください。

Q2 排出されたものが再生される場合でも廃棄物として取り扱うのでしょうか。

A2 適正な中間処理により再生される場合であっても、処分費用を支払っている（無償の場合を含む）場合には、産業廃棄物として取り扱わなければならないので、許可のある処理業者に委託してください。

Q3 市に出す紙ごみについても、マニフェストは交付しなければなりませんか。

A3 事務所で発生する紙ごみは事業系一般廃棄物に該当することから、マニフェストの交付は必要ありません。

Q4 マニフェスト交付等状況報告書を提出しない場合には、罰則は適用されますか。

A4 報告書を提出しないことに対する直接の罰則規定は設けられていません。

しかし、報告書を提出しない事業者に対して、知事は勧告を行い、その勧告に従わなかった場合は、事業者名を公表することができます。公表された後においてもなお勧告に従わなかった場合は、知事は勧告に従うことを命ずることができます。

この命令違反には、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されます。（法第27条の2）

Q5 輸送用パレットや梱包材は、産業廃棄物になるのですか。

A5 平成20年4月1日から、「物品賃貸業に係る木くず」、「貨物の流通のために使用したパレット」については産業廃棄物となっています。

II 医療廃棄物関係

Q1 インフルエンザワクチンで使われたピンは感染性廃棄物扱いとなりますか。

A1 非感染性の産業廃棄物として処理できます。

Q2 血液が逆流していない点滴用のパックは、廃プラスチックとして処理してよいでしょうか。

A2 血液が混入していないことが明らかであれば、普通産業廃棄物の廃プラスチックとして処理できます。

Q3 赤ちゃんの尿がついた紙おむつの取り扱いはどうにすればよいでしょうか。

A3 感染性廃棄物処理マニュアルでは、感染症ごとに紙おむつの具体的な取り扱いを定めています。健康な赤ちゃんの尿がついた紙おむつは、事業系一般廃棄物として処理できます。

Q4 血がボタボタ付いていないガーゼは、事業系の一般廃棄物として出してもよいでしょうか。

A4 感染性の該当性について、3つのステップ（「形状の観点」→「排出場所の観点」→「感染症の種類」の観点）で判断できないものは、医師等、専門知識を有する者により感染のおそれがあると判断される場合は、感染性廃棄物とするとされています。

実際のこれらの具体的な運用としては、例えば、多量の血液が付着していることにより、血液がこぼれ落ちて周囲を汚染するおそれがあるものを感染性廃棄物とし、血液の付着の程度が少量であるものや乾燥しているようなものは、非感染性廃棄物とすればよいと考えられます。

なお、血液そのものは、「形状の観点」から感染性廃棄物となります。

Q5 検査室から出る未使用の試薬は感染性廃棄物として処理するべきでしょうか。

A5 検査室から出たとしても、使用しておらず感染のおそれがない場合は、非感染性とみなし、試薬の性状に該当する産業廃棄物の種類で処理すればよいです。

Q6 薬が付着した注射筒等は、感染性廃棄物として廃棄しなければならないのでしょうか。

A6 注射針は鋭利なものであるため血液等の付着の有無に関わらず感染性廃棄物と同等に取り扱うこととなりますが、血液等の付着していない注射筒は普通産業廃棄物の廃プラスチック類に該当します。

Q7 在宅医療廃棄物は一般廃棄物であり、市町村が処分すべきものではないのでしょうか。

A7 在宅医療廃棄物は一般家庭から排出されるものなので一般廃棄物であるが、日本医師会のガイドラインによると、注射針等、鋭利なものは医療機関や薬局等が引取り、それ以外のものは市町村で引き取ることが望ましいとされています。

また、ペン型自己注射針などカートリッジタイプのものは安全性に配慮されており、ペットボトル等の容器に入れ、さらにポリ袋に入れて市町村で回収できるものとされています。

しかし市町村によって、在宅医療廃棄物の取り扱いが異なるのが現状です。

感染性に関する正確な情報に基づき、市町村と医療関係機関が密接な連携を図りつつ、患者の立場に立って取り組むことが望まれます。

Q8 感染性のない紙ごみ、ポリ袋等は、一般廃棄物として市に出したらよいのでしょうか。

A8 紙ごみは事業系一般廃棄物として市に出すこととなりますが、ポリ袋等は産業廃棄物の廃プラスチック類に該当するので、産業廃棄物処理業者に委託処理を行うこととなります。
なお、市町村によっては、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理を、その事務として行っている場合があります。

Q9 感染性廃棄物とそれ以外の強酸・強アルカリなどの特別管理産業廃棄物を排出している場合、特別管理産業廃棄物管理責任者はどのように配置するのでしょうか。

A9 感染性廃棄物とそれ以外の特別管理産業廃棄物では、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件が異なります。しかし、双方の資格要件を満たす場合は、兼任することができます。

Q10 バイオハザードマークの表示は廃棄物処理法で義務付けられていますか。

A10 バイオハザードマークは廃棄物処理法で義務付けられていません。「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」で表示が推奨されているものです。

Q11 感染性一般廃棄物は、感染性産業廃棄物と区分して保管し委託処理しなければならないのでしょうか。

A11 感染性産業廃棄物を処理する特別管理産業廃棄物処理業者は、感染性一般廃棄物の処理もあわせて行うことが可能です。(廃掃法施行規則第10条の20第2項) 従って、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とを区分しないで保管し、あわせて感染性産業廃棄物の処理業者に委託することができます。この場合は、全体についてマニフェストを使用することができます。